

軽井沢町議会議員永年議員顕彰に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、軽井沢町議会議員(以下「議員」という。)として永年在職した者に対し、栄誉を顕彰して、永くその功労をたたえるために必要な事項を定める。

(顕彰の範囲)

第2条 議員として在職期間が満30年に達した者は、この内規により顕彰する。

(顕彰の方法)

第3条 被顕彰者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(顕彰の時期及び場所)

第4条 顕彰は、満30年に達した最初の定例会の冒頭において行う。

(議長への委任)

第5条 この内規の施行について必要な事項は、議長が定める。

経 過

平成10年4月1日 全部改正

平成20年4月21日 一部改正

この内規の適用は、昭和22年4月17日制定の地方自治法施行以降の者から適用する。

表 彰 状

氏名 殿

あなたは〇〇年輕井沢町議会議員となられて その職にあること30年の永きにわたり町政の発展に尽くされました
その間 町議会の要職にあって 円滑なる議会運営と議会の権威を高められた功績は 誠に大なるものであります
よって 軽井沢町議会はその功労をたたえ 記念品を贈り 表彰します。

〇年〇月〇日

軽 井 沢 町 議 会
